

仕 様 書

仕 様 書 番 号	6 0
仕様書作成年月日	令和8年8月21日
調 達 要 求 番 号	6 N Q 0 1 A 8 0 1 2 8
担 当 部 隊	福島駐屯地業務隊管理科
担 当 者	内山 寛己
品 名	中央監視装置保守点検役務
数 量 （ 単 位 ）	1 （ S T ）

1 適用範囲

本仕様書及び図面は、陸上自衛隊福島駐屯地において実施する「中央監視装置保守点検役務」について適用する。

2 実施場所

福島県福島市荒井字原宿1 陸上自衛隊福島駐屯地

3 役務概要

中央監視装置の分解整備及び保守点検の実施

4 一般事項

- (1) 本役務は、関係する法令及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（現行版）」、本仕様書に基づき実施すること。なお、本仕様書に記載なき事項及び官側の指示がなくとも、技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督官と調整する。
- (3) 資材等置場が必要な場合は、監督官の指示した場所を使用する。
- (4) 請負者は、着手前に現場代理人を選定し、所定の様式による通知書を監督官に提出する。
- (5) 請負者は、着手前に着手届及び工程表を提出し、承認を受けたのち着手する。
- (6) 請負者は、原則として契約期間中は所定の様式による作業日報を、翌日正午までに監督官に提出する。
- (7) 作業写真は、工程ごと作業前・中・後及び隠蔽なる箇所・主要な作業段階の状況、その他監督官の指示する箇所を撮影し作業写真帳に整理し提出する。
- (8) 請負者は、やむなく17時以降及び休日に作業が及ぶ場合は、休養日を除く2日前までに監督官の承認を得て実施する。
- (9) 本作業実施にあたり、災害予防について十分な対策を講じ、常に注意を怠らないようにする。突発事故が発生した場合は速やかに監督官に報告する。なお、災害事故及び損害発生については全て請負者の責任とし、官側は一切の責任を負わない。
- (10) 作業完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の検査を受け、不合格の場合には、速やかに不備な箇所を是正のうえ再検査を受けること。
- (11) 本役務に際し知り得た情報（個人情報を含む）については守秘義務を負う。役務終了後においても同様とする。
- (12) その他必要となる提出書類は、監督官の指示によるものとする。

5 特記事項

(1) 機器の仕様（構成機器）

名 称	型 式	数量・単位
中央処理装置	FMVN8A43FA	1台
表示・操作端末	FMVDK3FOEL	1台
液晶ディスプレイ	VL - 194SEL	2台
大型モニター	LCD - V422	1台
プリンター	XL - C2340	1台
ディスプレイ分配器	VGA - DVSP2	2台
無停電電源装置 （中央処理装置用）	M - UPS050AD1B - U	1台
伝送中継装置（HUB）	SH1508AD1B - U	4台
伝送装置メディアコンバータ	IMC - 101 - S - SC×4台 IMC - 101 - M - SC×2台	6台
伝送装置ベースボード	NP1BS - 11	4台
伝送装置電源モジュール	NP1S - 22	4台
伝送装置CPUモジュール	NP1PM - 48E×3台 NP1PM - 256E×1台	4台
伝送装置DIモジュール	NP1X3206 - W×3台 NP1X6406 - W×1台	4台
伝送装置DOモジュール	NP1Y16T09P6×2台 NP1Y32T09P1×1台 NP1Y64T09P1×1台	4台
伝送装置AIモジュール	NP1AXH81 - MR	5台
伝送装置インターフェイス モジュール	NP1L - ET1	1台
スイッチング電源	S8FS	4台
無停電電源装置（R S 盤用）	M-SPS005SA11W	4台

(2) 交換部品

名 称	型 式	数量・単位
防塵フィルター	中央処理装置用	2 枚
伝送装置ベースボード	RS 盤 (RS4) 用 NP1BP-11	1 台
伝送装置 CPU モジュール	RS 盤 (RS4) 用 NP1PM-48E	1 台
伝送装置 DI モジュール	RS 盤 (RS4) 用 NP1X3206-W	1 台
伝送装置 DO モジュール	RS 盤 (RS4) 用 NP1Y16T09P6	1 台
伝送装置 AI モジュール	RS 盤 (RS1～4) 用 NP1AXH81-MR	5 台

(3) 実施要領及び時期

ア 実施の詳細は「令和 5 年度版 建築保全業務共通仕様書」（5. 2. 1）の該当項目及び機器メーカーの仕様に基づき実施すること。

イ 作業日は、監督官と調整する。

6 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者通知書
- (3) 工程表
- (4) 作業日報
- (5) 作業写真
- (6) 材料検査書
- (7) 点検結果報告書
- (8) 役務完了届
- (9) その他（監督官の指示するもの）

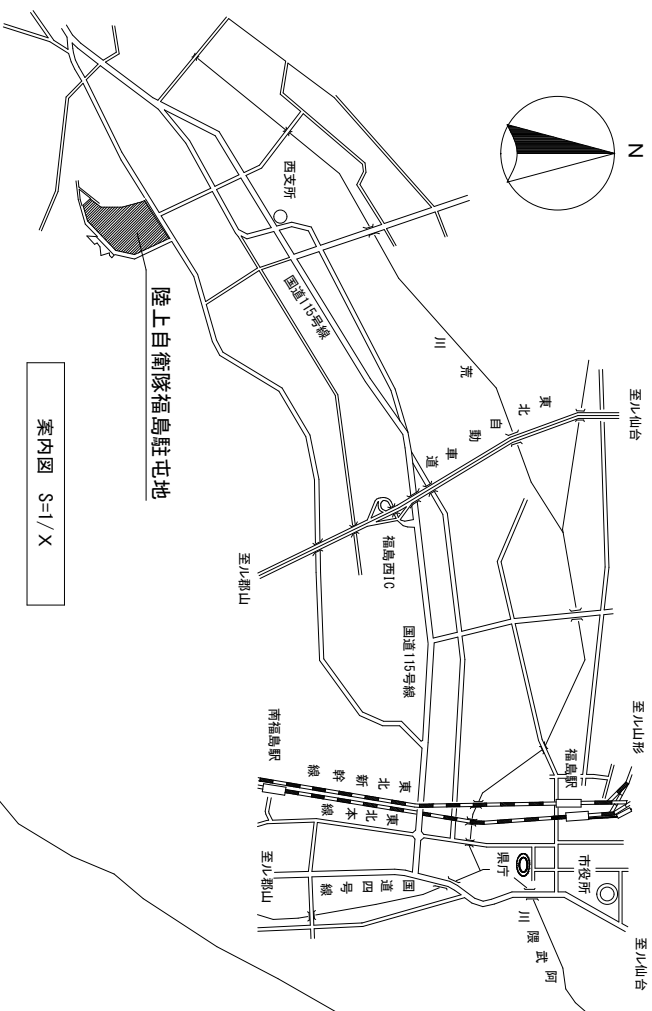
7 発生材

発生材（鉄くず等の売払い可能なもの）は、運搬及び処分できる大きさに切断し、監督官等の指示する場所に整理集積し、発生材調書を添えて引き渡すものとする。

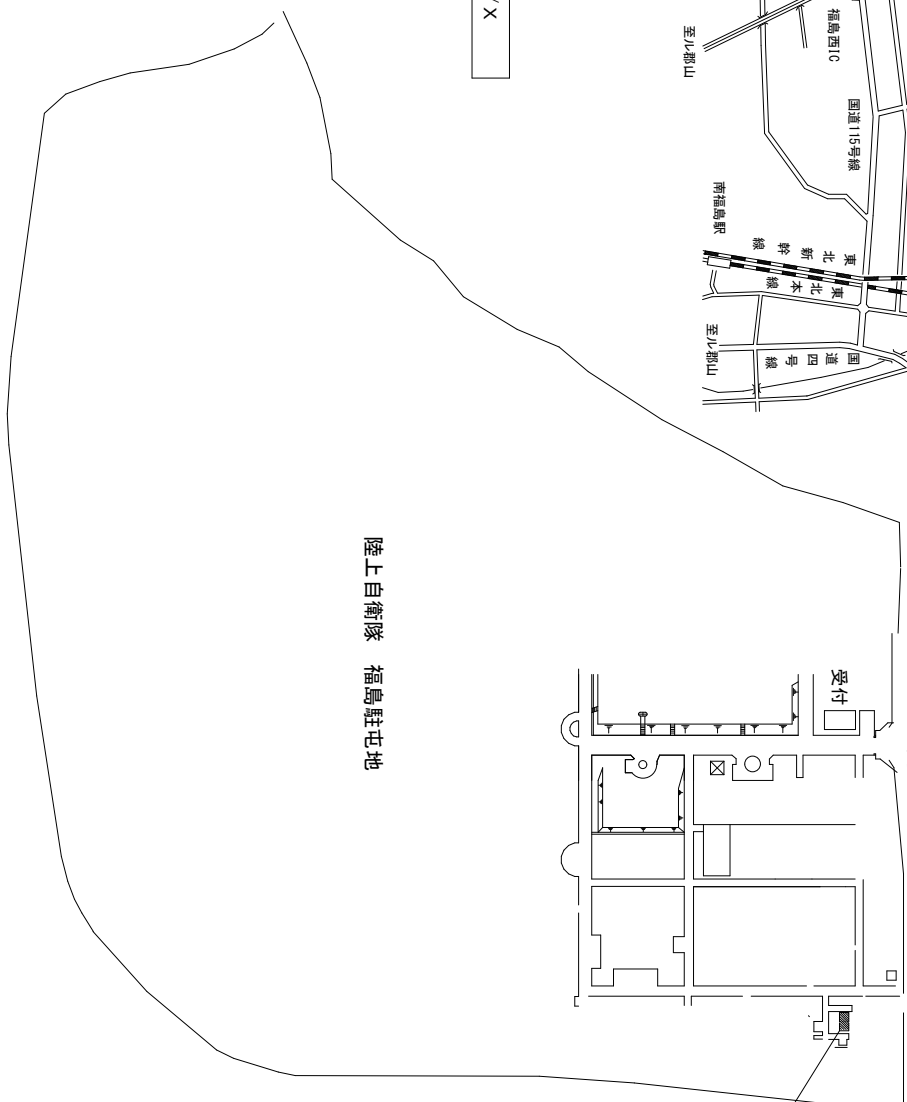
また、本役務実施に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令に基づき確実に処分するとともに、工期内にマニフェストE票の写しを提出すること。

8 その他

作業中において異常を発見した場合は、速やかに書面にて監督官に報告すること。
また、改善に必要な見積書を提出すること。



案内図 S=1/X



陸上自衛隊 福島駐屯地

陸上自衛隊福島駐屯地配置図 S=1/X

件名	中央監視装置保守点検業務	図面番号	1 / 1
図面名	案内図・配置図	縮尺	—
陸上自衛隊福島駐屯地業務隊			